

入間市手数料の特例に関する条例 要旨

現在、住民票の写し等の証明書については、利用者証明用電子証明書が搭載された個人番号カード（マイナンバーカード）を使用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機（マルチコピー機）により、交付申請することができます（以下「コンビニ交付サービス」という。）。

この条例は、コンビニ交付サービスにより取得する証明書の申請手数料を令和4年2月1日から令和5年3月31日まで10円とするものです。

施行日 令和4年2月1日

【参 考】

コンビニ交付サービスにより取得できる証明書及び交付申請手数料

【交付申請手数料 1通200円】

- ・市・県民税課税（非課税）証明書
- ・市・県民税所得証明書
- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・納税証明書（市・県民税のみ）
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍の附票の写し

【交付申請手数料 1通450円】

- ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）